

## 高山村農業振興協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高山村農業振興協議会（以下「協議会」という。）が農業の振興を図るため事業を行う農業者及び各種団体が農業の振興を促進するための事業（以下「補助事業」という。）を行うのに要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによるものとする。

(審査委員会)

第2条 この要綱による補助金を審査するため、高山村農業振興協議会補助事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、高山村農業振興協議会長（以下「会長」という。）の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 審査委員会の委員は、次の中から会長が委嘱する。尚、委員の定数は5名以内とする。

(1) 高山村議会議員

(2) 高山村農業委員会委員

(3) あがつま農業協同組合理事及び職員

(4) 学識経験者

4 委員の任期は3年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 審査委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の在任期間とする。

6 委員長は審査委員会を代表し会務を総理し、副委員長は委員長に事故あるときその職務を代理する。

7 審査委員会は、会長の要求又は必要に応じ委員長がこれを招集する。

8 審査委員会の会議は、委員総数の3分の2以上が出席し出席委員の3分の2以上の同意により決する。

尚、やむを得ない事由があるときは、持ち回りによる書面審査を行うことができる。

(補助事業の種類等)

第3条 補助事業の種類、経費、補助率等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を会長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、補助金交付申請書に基づき、事業の目的、内容及び経費の配分

等について審査委員会に審査させ適正であると認められたときは、申請者に対し補助金の交付決定をするものとする。

(交付決定内容の変更)

第6条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が補助金交付申請書の内容（事業主体、事業の種類、補助対象区分、補助金の額）を変更しようとするときは、補助金変更承認申請書（別記様式第2号）を会長に提出し承認を受けるものとする。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、当該年度の翌年度の4月30日までに実績報告書（別記様式第3号）を提出するものとする。

2 事業が完了したときは、その日から1か月以内に前項の報告書を提出するものとする。

(補助金の額の確定、交付、返還)

第8条 会長は、実績報告書の提出があったときは、書類を審査し、事業の実績が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。

2 補助金の額の確定前においても相当の理由があるときは、会長は補助事業者に対して概算払いをすることがある。

3 すでに確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は確定額を超えている部分に相当する額を、会長の定める期間内に返還しなければならない。

(補助金の取消、返還)

第9条 会長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用したり、補助金交付の条件に違背した行為があったときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消すことがある。

2 補助事業者は、補助金の交付決定が取り消されたときは、当該取消に係る補助金を会長の定める期間内に返還しなければならない。

(延滞金)

第10条 補助事業者が第8条第1項の理由によって補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに返納しなかったときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じその延滞額を年利11%の割合で計算した額の範囲内で会長の定める延滞金を納付しなければならない。

(調査)

第11条 会長は、必要があるときは補助事業者に対して報告をさせ、又は、高山村役場農政課職員をして必要な調査をさせることがある。

2 前項の報告の徴収又は調査に対して、補助事業者は協力しなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1

| 補助事業の種類                        | 補助率                                |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 1. 農業経営に必要な運転資金の借入金の利子補給       | 借入利息の50%以内<br>制度資金以外 1年間           |
| 2. 生産資材（パイプハウス）の購入資金補助         | 50%又は10万円の低い額<br>(パイプハウスは2棟までとする。) |
| 3. 新規作物導入資金の補助                 | 50%以内<br>(新規導入作物は3年間とする。)          |
| 4. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業           |                                    |
| 5. 各種農業団体の先進地視察等の補助<br>(年1回限り) | 50%以内                              |
| 6. 特産物の研究加工販売に対する補助            | 80%又は50万円の低い額                      |
| 7. 各種団体の運営資金                   | 1団体12万円以内                          |
| 8. その他会長及び委員長が認めたもの            |                                    |

(8. その他、については、限度額15万円、又は50%の低い額)